

仙台市協働まちづくり推進委員会の運営について

1. 委員会は、原則として公開とし、傍聴定員は最大10名とする。
2. 議事録は、事務局で作成し、出席委員全員が確認した後、委員長及び議事録署名委員が署名する。
3. 議事録署名委員は、委員長を除き、五十音順にあたるものとする。担当委員が欠席の場合は、次の順番の委員が務め、当該欠席委員は次回の委員会において務めるものとする。
4. 議事録は、市政情報センター及び区情報センター（宮城野区、若林区及び太白区に設置）で閲覧に供するほか、仙台市ホームページでも公開する。

仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例（抜粋）

第三章 仙台市協働まちづくり推進委員会

第八条 協働によるまちづくりに関し必要な事項を調査審議するため、仙台市協働まちづくり推進委員会(以下この条において「推進委員会」という。)を置く。

- 2 推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 基本方針に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりに関し必要な事項
- 3 推進委員会は、委員十二人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - 一 学識経験者
 - 二 市民活動を行う者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 推進委員会には、必要に応じて、部会等を設置することができる。
- 8 第三項から前項までに定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。